

第4回投資主総会招集ご通知

拝啓 ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第4回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができません。書面による議決権の行使をお望みの場合は、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入のうえ、平成19年2月22日（木曜日）午後6時までに到着するように、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、本投資法人規約第15条において「みなし賛成」を定めております。この「みなし賛成」により、当日投資主総会にご出席になられず、かつ議決権行使書による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人規約抜粋>

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成したものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成したものとみなされる投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

1. 日 時：平成19年2月23日（金曜日） 午前10時00分
2. 場 所：東京都新宿区霞ヶ丘町7番1号
日本青年館 501会議室
（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員2名選任の件

以上

（お願い）

- ①当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ②代理人がご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます（ただし、代理人は、本投資法人規約第12条第1項により、本投資法人の投資主の方1名に限ります。）。
- ③投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合には、修正後の事項を適時開示したうえで、本投資法人ホームページ（<http://www.blife-reit.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ④当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行うモリメント・アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

(1) 議案の要領及び提案の理由

- ① (第1条、第19条、第26条、第38条乃至第40条、第42条、第43条、第45条、第46条、別紙1、別紙2以下関係)

設立の際に定めた規定のうち不要となった条項や既に手続きの終了した内容を削除し、規約を簡素化するため、第19条ただし書き、第26条ただし書き、第40条、第42条、第43条、第45条、第46条、別紙2以下を削除するとともに、第1条、第38条、第39条、別紙1につき所要の変更をするものであります。

- ② (第4条乃至第7条、第9条、第13条、第14条、第16条乃至第22条、第24条、第32条、第34条、第37条、第39条関係)

平成18年5月に会社法が施行され、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)等の投資法人に関わる法令が改正されたことに伴い、第4条乃至第7条、第9条、第13条、第14条、第16条乃至第22条、第24条、第31条、第32条、第34条、第37条、第39条につき本投資法人規約と関係法令等との字句等の統一を図るために所要の変更を行うものであります。

- ③ (規定の新設)

電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する旨(変更案規約第14条第2項)の規定を新設するものであります。

また投信法の改正において、今後、短期投資法人債の発行が可能となるとされていることから、附則に規定を新設するものであります。

(変更案規約第41条)

- ④ (第10条、第12条、第15条、第20条、第23条、第31条、第34条、第44条関係)

その他、字句の修正、表現の統一及び定義の明確化を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (商 号) 本規約で設立する投資法人は、ビ・ライフ投資法人(以下「本投資法人」という。)と称し、英文では BLife Investment Corporationと表示する。</p> <p>第 4 条 (公告の方法) 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 投 資 口</p> <p>第 5 条 (発行する投資口の総口数)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 本投資法人の発行する<u>投資口</u>の総口数は、200万口とする。2. (記載省略)3. 本投資法人は、第 1 項の<u>投資口数</u>の範囲内において、役員会の承認を得て投資口の追加発行を行うことができる。当該投資口の追加発行における 1 口当たりの<u>発行価額</u>は、本投資法人に属する資産(以下「運用資産」という。)の内容に照らし<u>公正な価額</u>として役員会が承認する<u>価額</u>とする。<p>第 6 条 (投資口の取扱に関する事項) 本投資法人が発行する投資証券の種類、<u>投資口の名義書換</u>(証券保管振替制度による実質投資主(以下「実質投資主」という。)に関する名簿(以下「実質投資主名簿」という。)への記載又は記録を含む。以下同じ。)、<u>質権の登録及びその抹消</u>、<u>投資証券の再発行その他の手続並びにその手数料については、法令又は本規約の他、役員会の定めるところによる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (商 号) 本投資法人は、ビ・ライフ投資法人と称し、英文では BLife Investment Corporationと表示する。</p> <p>第 4 条 (公告方法) 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する<u>方法により</u>行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 投 資 口</p> <p>第 5 条 (発行可能投資口総口数等)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 本投資法人の発行可能<u>投資口</u>総口数は、200万口とする。2. (現行どおり)3. 本投資法人は、第 1 項の<u>発行可能投資口総口数</u>の範囲内において、役員会の承認を得て投資口の追加発行を行うことができる。当該投資口の追加発行における 1 口当たりの<u>払込金額</u>は、本投資法人に属する資産(以下「運用資産」という。)の内容に照らし<u>公正な金額</u>として役員会が承認した<u>金額</u>とする。<p>第 6 条 (投資口の取扱に関する事項) 本投資法人が発行する投資証券の種類、<u>投資主名簿</u>(証券保管振替制度による実質投資主(以下「実質投資主」という。)に関する名簿(以下「実質投資主名簿」という。)を含む。以下同じ。))への記載又は<u>記録</u>、<u>投資証券の再発行その他の手続並びにその手数料については、法令又は本規約の他、役員会の定めるところによる。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第7条 (<u>投資法人が常時保持する最低限度の純資産額</u>) 本投資法人が<u>常時保持する最低限度の純資産額</u>は、5,000万円とする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 投資主総会</p> <p>第9条 (招 集)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人の投資主総会は、<u>その開催場所を東京都区内として、2年に1回以上開催する。</u> 2. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合の他、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において<u>予め定める順序</u>に従い執行役員の1名がこれを招集する。 3. 投資主総会を招集するには、<u>会日から2か月前に会日を公告し、会日から2週間前に各投資主に対して書面にて通知する。</u> <p>第10条 (議 長) 投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において<u>予め定める順序</u>に従い執行役員の1名がこれにあたる。すべての執行役員に欠員又は事故がある場合は、役員会において<u>予め定める順序</u>に従い、監督役員の1名がこれにあたる。</p> <p>第12条 (議決権の代理行使)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主を代理人として、議決権を行使することができる。 	<p>第7条 (最低純資産額) 本投資法人の<u>最低純資産額</u>は、5,000万円とする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 投資主総会</p> <p>第9条 (招 集)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人の投資主総会は、<u>原則として2年に1回以上開催する。</u> 2. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合の他、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において<u>予め定めた順序</u>に従い執行役員の1名がこれを招集する。 3. 投資主総会を招集するには、<u>投資主総会の日の2か月前までに投資主総会の日を公告し、投資主総会の日の2週間前までに各投資主に対して、書面をもって、又は法令の定めるところに従い、電磁的方法により、通知を発するものとする。</u> <p>第10条 (議 長) 投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において<u>予め定めた順序</u>に従い執行役員の1名がこれにあたる。すべての執行役員に欠員又は事故がある場合は、役員会において<u>予め定めた順序</u>に従い、監督役員の1名がこれにあたる。</p> <p>第12条 (議決権の代理行使)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主<u>1名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. 前項において当該投資主又は代理人に<u>選任された投資主</u>は、投資主総会毎にその代理権を証する書面を予め本投資法人に提出し又はかかる書面に記載すべき情報を電磁的方法により提供しなければならない。代理権を証する書面に記載すべき情報を電磁的方法により提供しようとする投資主又は代理人に<u>選任された投資主</u>は、<u>あらかじめ</u>、本投資法人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>第13条（書面による議決権の行使）</p> <p>1. <u>投資主総会に出席しない投資主は、書面によって議決権を行使することができる。</u></p> <p>2. （記載省略）</p> <p>第14条（電磁的方法による議決権の行使） <u>本投資法人は、役員会の決議をもって、投資主総会に出席しない投資主が電磁的方法により議決権を行使することができる旨定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>2. 前項において当該投資主又は代理人は、投資主総会毎にその代理権を証する書面を予め本投資法人に提出し又はかかる書面に記載すべき情報を電磁的方法により提供しなければならない。代理権を証する書面に記載すべき情報を電磁的方法により提供しようとする投資主又は代理人は、<u>予め本投資法人</u>に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>第13条（書面による議決権の行使）</p> <p>1. <u>書面による議決権の行使は、投資主が議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」という。）に必要な事項を記載し、法令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を本投資法人に提出して行う。</u></p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>第14条（電磁的方法による議決権の行使）</p> <p>1. <u>電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、法令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により本投資法人に対して提供して行う。</u></p> <p>2. <u>電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第15条 (みなし賛成)</p> <p>1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成したものとみなす。</p> <p>2. 前項の規定に基づき議案に賛成したものとみなされる投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p> <p>第16条 (基準日)</p> <p>本投資法人は、役員会の決議を経て法令に従い予め公告して定める基準日における最終の投資主名簿に記載されている投資主又は登録質権者をもって、投資主総会において権利を行使すべき投資主又は登録質権者とする。</p> <p>第17条 (投資主総会議事録)</p> <p>投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録した議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員が、これに署名、記名押印又は電子署名する。作成した議事録は10年間、本投資法人の本店に備え置く。</p> <p>第4章 執行役員、監督役員及び役員会</p> <p>第18条 (執行役員及び監督役員の員数並びに役員会の構成)</p> <p>本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上（ただし、執行役員の数に1を加えた数以上とする。）とし、執行役員と監督役員は役員会を構成する。</p>	<p>第15条 (みなし賛成)</p> <p>1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。</p> <p>2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p> <p>第16条 (基準日)</p> <p>本投資法人は、役員会の決議を経て法令に従い予め公告する一定の日（以下「基準日」という。）における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使すべき投資主とする。</p> <p>第17条 (投資主総会議事録)</p> <p>投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成する。作成した議事録は10年間、本投資法人の本店に備え置く。</p> <p>第4章 役員及び役員会</p> <p>第18条 (役員の員数及び役員会の構成)</p> <p>本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上（ただし、執行役員の数に1を加えた数以上とする。）とし、役員（執行役員及び監督役員をいう。以下同じ。）は役員会を構成する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第19条（<u>執行役員及び監督役員</u>の選任及び任期）</p> <p>1. <u>執行役員及び監督役員</u>は、投資主総会の決議をもって選任する。ただし、法令の規定により、設立の際に選任されたものとみなされる<u>執行役員及び監督役員</u>はこの限りでない。</p> <p>2. <u>執行役員及び監督役員</u>の任期は、<u>就任後</u>2年とする。ただし、補欠又は増員のために選任された<u>執行役員又は監督役員</u>の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</p> <p>第20条（<u>執行役員及び監督役員</u>の報酬の支払基準）</p> <p>本投資法人の<u>執行役員及び監督役員</u>の報酬の支払基準及び支払の時期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 各執行役員の報酬は、一人当たり月額80万円を上限とし、一般物価動向、賃金動向等に照らして合理的と判断される金額として役員会で決定する金額を、毎月、当月分を当月末日までに支払う。</p> <p>(2) 各監督役員の報酬は、一人当たり月額35万円を上限とし、一般物価動向、賃金動向等に照らして合理的と判断される金額として役員会で決定する金額を、毎月、当月分を当月末日までに支払う。</p>	<p>第19条（<u>役員</u>の選任及び任期）</p> <p>1. <u>役員</u>は、投資主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. <u>役員</u>の任期は、<u>選任後</u>2年とする。ただし、補欠又は増員のために選任された<u>役員</u>の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</p> <p>第20条（<u>役員</u>の報酬の支払基準）</p> <p>本投資法人の<u>役員</u>の報酬の支払基準及び支払時期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 各執行役員の報酬は、一人当たり月額80万円を上限とし、一般物価動向、賃金動向等に照らして合理的と判断される金額として役員会で決定した金額を、毎月、当月分を当月末日までに支払う。</p> <p>(2) 各監督役員の報酬は、一人当たり月額35万円を上限とし、一般物価動向、賃金動向等に照らして合理的と判断される金額として役員会で決定した金額を、毎月、当月分を当月末日までに支払う。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第21条（<u>執行役員及び監督役員</u>の賠償責任）</p> <p>本投資法人は、<u>執行役員又は監督役員による法令又は本規約に違反する行為に関する責任</u>について、当該<u>執行役員又は監督役員</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該<u>執行役員又は監督役員</u>の職務<u>遂行</u>の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、<u>賠償の責めに任ずべき額から以下に掲げる金額を控除した額を限度として、役員会の決議をもって免除</u>することができる。</p> <p>(1) <u>役員会の決議の日の属する営業期間</u>（第36条にいう営業期間をいう。以下同じ。）又はその前の各営業期間において、当該<u>執行役員又は監督役員</u>が報酬その他の職務<u>遂行</u>上の対価として本投資法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（第2号に定めるものを除く。）の額の営業期間毎の合計額のうち、最も高い額の4年分に相当する額</p> <p>(2) 当該<u>執行役員又は監督役員</u>が本投資法人から受けた退職慰労金の額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した額に4を乗じた額とのいずれか低い額</p> <p>第22条（招集及び議長）</p> <p>1. （記載省略）</p> <p>2. 役員会の招集通知は、<u>会日の3日前</u>までに、<u>執行役員及び監督役員</u>の全員に対して発する。ただし、<u>執行役員及び監督役員</u>の全員の同意を得て、招集期間を短縮し、又は招集手続を省略することができる。</p>	<p>第21条（<u>役員</u>の賠償責任）</p> <p>本投資法人は、<u>役員の投信法第115条の6第1項の責任</u>について、当該<u>役員</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該<u>役員</u>の職務の<u>執行</u>の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、<u>法令に定める限度において、役員会の決議によって免除</u>することができる。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第22条（招集及び議長）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>2. 役員会の招集通知は、<u>役員会の日</u>の3日前までに、<u>全役員</u>に対して発する。ただし、<u>全役員</u>の同意を得て、招集期間を短縮し、又は招集手続を省略することができる。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第23条（決 議） 役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、その構成員の過半数が出席の上、出席者の過半数の議決をもって行う。</p> <p>第24条（役員会議事録） 役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、出席した執行役員及び監督役員が、これに署名、記名押印又は電子署名する。作成した議事録は本投資法人の本店に10年間備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第5章 会計監査人</p> <p>第26条（会計監査人の選任） 会計監査人は、投資主総会において選任する。ただし、法令の規定により、設立の際に選任されたものとみなされる会計監査人はこの限りでない。</p> <p style="text-align: center;">第6章 資産運用の対象及び方針</p> <p>第31条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （記載省略） 2. （記載省略） 3. 不動産対応証券とは、資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> (1) （記載省略） (2) <u>投信法に規定する投資信託受益証券</u> (3) <u>投信法に規定する投資証券</u> (4) <u>資産流動化法に規定する特定目的信託の受益証券</u> 	<p>第23条（決 議） 役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、その構成員の過半数が出席し、その過半数の議決をもって行う。</p> <p>第24条（役員会議事録） 役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した役員が、これに署名、記名押印又は電子署名する。作成した議事録は本投資法人の本店に10年間備え置く。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 会計監査人</p> <p>第26条（会計監査人の選任） 会計監査人は、投資主総会<u>の決議によって</u>選任する。</p> <p style="text-align: center;">第6章 資産運用の対象及び方針</p> <p>第31条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （現行どおり） 2. （現行どおり） 3. 不動産対応証券とは、資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> (1) （現行どおり） (2) <u>資産流動化法に規定する特定目的信託の受益証券</u> (3) <u>投信法に規定する投資信託の受益証券</u> (4) <u>投信法に規定する投資証券</u>

現 行 規 約	変 更 案
<p>4. 本投資法人は、前2項に掲げる不動産関連資産の他、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) <u>金融先物取引等</u>に係る権利(投信法施行令第3条第13号に定めるものをいう。)</p> <p>(4) (記載省略)</p> <p>(5) (記載省略)</p> <p>(6) 信託財産を<u>第1号乃至第5号</u>に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)</p> <p>5. 本投資法人は、不動産等への投資に付随する<u>以下</u>に掲げる特定資産以外の資産に投資することができる。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>第32条(投資制限)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 本投資法人は、前条第4項第3号に掲げる<u>金融先物取引等</u>に係る権利及び第4号に掲げる金融デリバティブ取引に係る権利への投資を、本投資法人に係る負債から生じる為替リスク、金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>4. (記載省略)</p>	<p>4. 本投資法人は、前2項に掲げる不動産関連資産の他、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) <u>金融先物取引</u>に係る権利(投信法施行令第3条第13号に定めるものをいう。)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) 信託財産を<u>前各号</u>に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)</p> <p>5. 本投資法人は、不動産等への投資に付随する<u>次</u>に掲げる特定資産以外の資産に投資することができる。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>第32条(投資制限)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 本投資法人は、前条第4項第3号に掲げる<u>金融先物取引</u>に係る権利及び第4号に掲げる金融デリバティブ取引に係る権利への投資を、本投資法人に係る負債から生じる為替リスク、金利リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 7 章 資産の評価</p> <p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり投資対象資産の種類毎に定める。</p> <p>(1) （記載省略）</p> <p>(2) 第31条第2項第4号に定める不動産、不動産の賃借権及び地上権のみを信託する信託の受益権 信託財産が<u>第1号</u>に掲げる資産の場合は、<u>第1号</u>に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(3) 第31条第2項第5号に定める信託財産を主として不動産、不動産の賃借権<u>又は地上権</u>に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 （記載省略）</p> <p>(4) 第31条第2項第6号に定める不動産に関する匿名組合出資持分 匿名組合出資持分の構成資産が<u>第1号乃至第3号</u>に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額により評価する。</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 資産の評価</p> <p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり投資対象資産の種類毎に定める。</p> <p>(1) （現行どおり）</p> <p>(2) 第31条第2項第4号に定める不動産、不動産の賃借権及び地上権のみを信託する信託の受益権 信託財産が<u>前号</u>に掲げる資産の場合は、<u>前号</u>に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(3) 第31条第2項第5号に定める信託財産を主として不動産、不動産の賃借権<u>及び地上権</u>に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 （現行どおり）</p> <p>(4) 第31条第2項第6号に定める不動産に関する匿名組合出資持分 匿名組合出資持分の構成資産が<u>前各号</u>に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額により評価する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(5) 第31条第2項第7号に定める信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 信託財産である匿名組合出資持分について第4号に従った評価を行い、金融資産及び負債については一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(6) 第31条第3項及び第31条第4項第2号に定める有価証券 当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を用いる。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価する。</p> <p>(7) 第31条第4項第5号に定める金銭債権 取得価格から、貸倒引当金を控除した金額により評価する。ただし、当該金銭債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額により評価する。</p>	<p>(5) 第31条第2項第7号に定める信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 信託財産である匿名組合出資持分について前号に従った評価を行い、金融資産及び負債については一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(6) 第31条第3項及び第31条第4項第2号に定める有価証券 当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（<u>取引所における取引価格、証券業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。</u>）を用いる。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価する。</p> <p>(7) 第31条第4項第5号に定める金銭債権 取得価額から、貸倒引当金を控除した金額により評価する。ただし、当該金銭債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額により評価する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(8) 第31条第4項第3号及び第4号に定める<u>金融先物取引等</u>に係る権利及び金融デリバティブ取引に係る権利</p> <p>① 取引所に上場している<u>金融先物取引等</u>及びデリバティブ取引により生じる債権及び債務</p> <p>当該取引所の最終価格（終値。終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価する。なお、同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</p> <p>② 取引所の相場がない<u>非上場金融先物取引等</u>及びデリバティブ取引により生じる債権及び債務</p> <p>市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額により評価する。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。</p> <p>(9) （記載省略）</p> <p>(10) その他</p> <p>上記に定めがない場合は、投信法、社団法人投資信託協会（以下「投信協会」という。）の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準により付されるべき評価額をもって評価する。</p>	<p>(8) 第31条第4項第3号及び第4号に定める<u>金融先物取引</u>に係る権利及び金融デリバティブ取引に係る権利</p> <p>① 取引所に上場している<u>金融先物取引</u>及びデリバティブ取引により生じる債権及び債務</p> <p><u>基準日</u>における当該取引所の最終価格（終値。終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価する。なお、同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</p> <p>② 取引所の相場がない<u>非上場金融先物取引</u>及びデリバティブ取引により生じる債権及び債務</p> <p>市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額により評価する。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。<u>ただし、金利スワップ等に関する金融商品会計における特例処理の適用を妨げない。</u></p> <p>(9) （現行どおり）</p> <p>(10) その他</p> <p>上記に定めがない場合は、投信法、社団法人投資信託協会（以下「投信協会」という。）の評価規則に準じて付されるべき評価額をもって評価し、又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従う。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. <u>資産運用報告書</u>等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、次のとおり評価するものとする。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 不動産、不動産の賃借権及び地上権を信託する信託の受益権並びに不動産に関する匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合出資持分の構成資産が<u>第1号</u>に掲げる資産については<u>第1号</u>に従った評価を、金融資産及び負債については一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>3. (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第9章 計 算</p> <p>第37条 (金銭の分配の方針) 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>① 投資主に分配する金銭の総額のうち、<u>投信法第136条第1項</u>に定める利益の金額 (以下「分配可能金額」という。) は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算される利益 (決算期の貸借対照表上の資産合計額から負債合計額を控除した金額 (純資産額) から出資総額、出資剰余金及び<u>評価差額金</u>の合計額 (出資総額等) を控除した金額をいう。) とする。</p> <p>② (記載省略)</p>	<p>2. <u>資産運用報告書</u>等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、次のとおり評価するものとする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 不動産、不動産の賃借権及び地上権を信託する信託の受益権並びに不動産に関する匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合出資持分の構成資産が<u>前号</u>に掲げる資産については<u>前号</u>に従った評価を、金融資産及び負債については一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第9章 計 算</p> <p>第37条 (金銭の分配の方針) 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>① 投資主に分配する金銭の総額のうち利益の金額 (以下「分配可能金額」という。) は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い計算される利益 (決算期の貸借対照表上の資産合計額から負債合計額を控除した金額 (純資産額) から出資総額、出資剰余金及び<u>評価・換算差額等</u>の合計額 (出資総額等) を控除した金額をいう。) とする。</p> <p>② (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) 分配金の分配方法 本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3か月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載のある投資主又は<u>登録質権者</u>を対象に投資口の所有口数に応じて分配する。<u>また、本投資法人は、営業期間中に新たに発行された投資口に関する金銭の分配金額について、役員会の決定により、日割りにより計算することができる。</u></p> <p>(4) (記載省略)</p> <p>(5) (記載省略)</p> <p>第10章 業務及び事務の委託</p> <p>第38条 (投資信託委託業者に対する資産運用報酬) 本投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者（以下「投資信託委託業者」という。）に支払う資産運用報酬の額及び支払に関する基準は、本規約の一部を構成する別紙1に定めるとおりとする。</p> <p>第39条 (業務及び事務の委託)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であつて、<u>投信法第111条</u>に定める事務（以下「一般事務」という。）を第三者に委託する。</p>	<p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 分配金の分配方法 本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3か月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載<u>又は記録</u>のある投資主又は<u>登録投資口質権者</u>を対象に投資口の所有口数に応じて分配する。</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>第10章 業務及び事務の委託</p> <p>第38条 (投資信託委託業者に対する資産運用報酬) 本投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者（以下「投資信託委託業者」という。）に支払う資産運用報酬の額及び支払に関する基準は、本規約の一部を構成する別紙に定めるとおりとする。</p> <p>第39条 (業務及び事務の委託)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であつて、<u>投信法第117条</u>に定める事務（以下「一般事務」という。）を第三者に委託する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>3. <u>本投資法人の成立後に委託する事務のうち、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債の募集に関する事務、投資法人債の名義書換に関する事務、投資証券及び投資法人債の発行に関する事務及び投資法人債権者に係る事務（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）第124条第2項第4号及び第5号に定める各事務のことをいう。）は、適宜、役員会が定める一般事務受託会社に対し、当該各事務を委託することとする。</u></p> <p>第11章 <u>成立時の投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託者</u></p> <p>第40条（<u>成立時の資産運用を行う投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託者となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要</u>）</p> <p><u>本投資法人の成立時の資産運用を行う投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託者の名称、住所並びに締結すべき契約の概要は、本規約の一部を構成する別紙2に定めるとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">第11章 <u>費用等</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第40条（<u>消費税及び地方消費税</u>）</p> <p><u>本投資法人は、運用資産の運用その他本投資法人が支払うべき費用・金員のうち、消費税法（昭和63年法律第108号。その後の改正を含む。）上乗税対象項目とされるものに課される消費税及び地方消費税等（以下「消費税等」という。）を負担するものとし、その消費税等相当額を課税対象項目の諸金員に付加して支払う。</u></p> <p><u>なお、本規約記載の金額は、特段の定めがあるものを除き、すべて消費税等抜きの金額とする。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">第12章 附 則</p> <p><u>第41条（設立企画人）</u> <u>本投資法人の設立企画人の名称及び住所は以下のとおりである。</u> <u>名称：モリモト・アセットマネジメント株式会社</u> <u>住所：東京都渋谷区渋谷三丁目9番10号</u></p> <p><u>第42条（設立企画人報酬）</u> <u>設立企画人は、本投資法人の設立に係る成立までの役務に対する報酬として5,000万円を受領する。</u></p> <p><u>第43条（投資法人の負担に帰すべき設立費用並びにその内容及び金額）</u> <u>本投資法人の負担に帰すべき設立費用は、本投資法人の設立に係る専門家（弁護士、公認会計士及び税理士等を含む。）に対する報酬及びその他設立のための事務に必要な費用（設立登記の登録免許税、創立総会に関する費用、投信法第187条に規定する登録のために支出した費用及び投資証券の作成印刷費等を含む。）とし、その金額は5,000万円を上限とする。</u></p> <p><u>第44条（消費税及び地方消費税）</u> <u>本投資法人は、運用資産の運用その他本投資法人が支払うべき費用・金員のうち、消費税法（昭和63年法律第108号。その後の改正を含む。）上課税対象項目とされるものに課される消費税及び地方消費税等（以下「消費税等」という。）を負担するものとし、その消費税等相当額を課税対象項目の諸金員に付加して支払う。</u> <u>なお、本規約記載の金額は、特段の定めがあるものを除き、すべて消費税等抜き金額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第12章 附 則</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p><u>第45条（設立の際に発行する投資口の発行価額及び口数）</u> <u>本投資法人の設立の際に発行する投資口の発行価額は1口当たり50万円とし、発行口数は600口とする。</u></p> <p><u>第46条（営業期間及び決算期の例外）</u> <u>本規約第36条に拘らず、第2期の営業期間は平成17年12月1日から平成18年11月末日までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p><u>第41条（短期投資法人債）</u> <u>証券取引法の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）第5条の規定の施行の日において、第35条第1項中「投資法人債」の次に「（短期投資法人債を含む。以下本条において同じ。）」を加える。</u></p>

現 行 規 約			変 更 案		
別紙 1 投資信託委託業者に対する資産運用報酬			別紙 投資信託委託業者に対する資産運用報酬		
項目	算出方法	支払方法	項目	算出方法	支払方法
運用報酬 1 (資産連 動報酬)	(記載省略)	各計算期間(前 決算期の翌日か ら3か月目の月 の末日までの期 間、及び当該末 日の翌日から当 決算期までの期 間をいう。ただ し、最初の計算 期間は投資法人 成立日から第1 期の決算期まで とする。)の終 了後1か月以内 に、投資信託委 託業者の指定す る銀行口座へ振 込又は口座振替 (振込手数料又 は振替手数料は 本投資法人の負 担とする。)の 方法により支払 う。	運用報酬 1 (資産連 動報酬)	(現行どおり)	各計算期間(前 決算期の翌日か ら3か月目の月 の末日までの期 間、及び当該末 日の翌日から当 決算期までの期 間をいう。)の 終了後1か月以 内に、投資信託 委託業者の指定 する銀行口座へ 振込又は口座振 替(振込手数料 又は振替手数料 は本投資法人の 負担とする。)の 方法により支払 う。
運用報酬 2 (利益連 動報酬)	運用報酬2控除 前の税引前当期 純利益から繰越 欠損金を控除し た額に、5%を 上限とする料率 を乗じた額とす る(ただし第1 期については支 払わない。)	(記載省略)	運用報酬 2 (利益連 動報酬)	運用報酬2控除 前の税引前当期 純利益から繰越 欠損金を控除し た額に、5%を 上限とする料率 を乗じた額とす る。	(現行どおり)
取得・譲 渡報酬	(記載省略)	(記載省略)	取得・譲 渡報酬	(現行どおり)	(現行どおり)
別紙 2 <u>成立時の資産の運用を行う投資信託委託業者、一般事務受託者及び資産保管会社</u> (以下記載省略)			(別紙2以下全て削除)		

第2号議案 執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員上田求の任期は平成19年6月7日までとなっておりますが、今後は執行役員選任にかかる投資主総会の開催時期を、可能な限り決算公表の時期に近接して行えるよう今般の執行役員の任期の始期を3月1日といたく存じます。また、現執行役員上田求より平成19年2月28日をもって本投資法人の執行役員を辞任したい旨の申し出があったため、改めて平成19年3月1日付で同人の選任をお願いいたく存じます。本議案における執行役員の任期は、本投資法人規約第19条第2項の定めにより、選任される平成19年3月1日より2年といたします。

なお、本議案は、平成19年1月26日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。また、当該執行役員候補者からは平成19年1月26日付で就任の承諾を得ております。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴 (会社名等 当時)
上 田 求 (昭和24年5月26日)	昭和47年4月 中央信託銀行株式会社 入社 名古屋支店
	平成3年4月 同 業務部広報室長
	平成4年4月 同 沼津支店支店長
	平成6年5月 同 秘書室秘書役
	平成9年6月 同 業務部部长
	平成11年6月 同 取締役業務部部长
	平成12年4月 中央三井信託銀行株式会社 執行役員証券業務部部长
	平成13年5月 同 新宿西口支店支店長
	平成15年6月 株式会社デベロッパー三信 顧問
	平成15年8月 同 常務取締役
	平成17年11月 同 顧問
	平成18年1月 ビ・ライフ投資法人 執行役員 (現在に至る)
	平成18年6月 モリモト・アセットマネジメント株式会社 顧問 (現在に至る)

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、平成19年1月26日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。また、当該補欠執行役員候補者からは平成19年1月26日付で就任の承諾を得ております。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴 (会社名等 当時)
漆 間 裕 隆 (昭和30年11月10日)	昭和53年4月 三井信託銀行株式会社 入社 平成16年1月 三信振興株式会社 入社 平成17年12月 中央三井信託銀行株式会社 入社 モリモト・アセットマネジメント株式会社 出向 財務経理部長 平成19年1月 モリモト・アセットマネジメント株式会社 転籍 財務経理部長 (現在に至る)

- ・ 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有していません。
- ・ 上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監督役員2名選任の件

本投資法人の監督役員田口和幸及び岩崎哲也の任期は平成19年6月7日までとなっておりますが、今後は監督役員選任にかかる投資主総会の開催時期を、可能な限り決算公表の時期に近接して行えるよう今般の監督役員の任期の始期を3月1日といたく存じます。また、現監督役員兩名より平成19年2月28日をもって本投資法人の監督役員を辞任したい旨の申し出があったため、改めて平成19年3月1日付で兩名の選任をお願いいたく存じます。本議案における監督役員の任期は、本投資法人規約第19条第2項の定めにより、選任される平成19年3月1日より2年といたします。

なお、当該監督役員候補者からは、それぞれ平成19年1月26日付で就任の承諾を得ております。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主要略歴 (会社名等 当時)
1	田口和幸 (昭和41年3月11日)	平成元年4月 司法研修所 平成3年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 阿部・井窪・片山法律事務所 入所 平成10年1月 同事務所 パートナー(現在に至る) 平成17年6月 ビ・ライフ投資法人 監督役員(現在に至る) 株式会社エフティコミュニケーションズ 監査役(現在に至る) 平成17年11月 株式会社フレクソル 監査役(現在に至る) 平成18年6月 株式会社アールテック・ウエノ 監査役(現在に至る)
2	岩崎哲也 (昭和41年2月20日)	平成2年4月 監査法人トーマツ 入所 平成6年3月 公認会計士登録(No.11886) 平成9年2月 エヌイーディー株式会社(ベンチャーキャピタル) 入社 岩崎哲也公認会計士事務所 開所 平成14年5月 税理士登録(No.94737) 平成16年8月 シティア公認会計士共同事務所 入所(現在に至る) 平成17年6月 シグマ・ゲイン株式会社 監査役 平成18年1月 ビ・ライフ投資法人 監督役員(現在に至る)

- ・上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人規約第15条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお上記第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

以 上

第4回投資主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区霞ヶ丘町7番1号
日本青年館 501会議室



- 交通 東京メトロ銀座線「外苑前駅」下車
神宮球場方面 3番出口より徒歩約8分
都営地下鉄大江戸線「国立競技場駅」下車
国立競技場方面A2出口より徒歩約8分
JR中央線・総武線「信濃町駅」「千駄ヶ谷駅」下車 各徒歩約10分

<お願い>駐車場の用意をしておりますので、お車でのご来場はご遠慮ください。